

業務指示書

コンゴ民主共和国キンシャサ市都市交通マスタープラン策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月24日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年11月30日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市交通計画

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注）業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／都市交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市交通計画
- 2) 対象国又は同類似地域：コンゴ民主共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市交通計画2】

- 1) 類似業務の経験：都市交通計画
- 2) 対象国又は同類似地域：コンゴ民主共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市計画/土地利用計画】

- 1) 類似業務の経験：都市計画
- 2) 対象国又は同類似地域：コンゴ民主共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月9日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence:C PU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(CDF1 = 0.1036 円 , US\$1 = 104.758 円 , EUR1 = 115.108 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／都市交通計画
都市交通計画2
都市計画/土地利用計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

17.75 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年12月27日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

コンゴ民主共和国キンシャサ市都市交通マスタープラン策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/都市交通計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 都市交通計画2	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 都市計画/土地利用計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

コンゴ民主共和国の首都キンシャサの人口は、1960年には約40万人であったが、その後の急速な都市化によって2015年には1,159万人に増加しており、2030年には約2,000万人に達すると推定されている。また、キンシャサ市の面積は9,985km²であるものの、人口の大半が中心部の約583km²に居住しているため、高密度な都市空間となっている。

急速な都市化が進展する一方で、都市交通インフラの整備および維持・管理が十分に行われてこなかった結果、設備不足・老朽化などによる交通問題が顕在化している。主要幹線にはルムンバ通り、コンゴ-日本大通り（旧ポア・ルー通り）、マタディ通り、6月30日通りなどがあるが、中でも6月30日通りの交通量は35,749台/12時間と最も多く、渋滞が多発している状況である。2009年時点の主要な交通手段はバスであるが、公的機関によるものと個人や業者によるものが併在しており、効率的な運営になっているとは言い難い。また、都市内鉄道として3路線が開業されているが、キンシャサ中央駅~キンタンボ~キンスカを結ぶ線は路線状況が悪いため、現在運行していない。他の2路線についても軌道が劣化しており、午前・午後各々1、2本のみ運行している状況である。

上述のとおり急速な都市化が進むキンシャサ市の計画的な都市開発を促すため、フランス開発庁（AFD）の支援によりキンシャサ整備戦略方針（以下、「SOSAK」）が策定されており、同方針はキンシャサ州議会によって正式に承認されている。また、同方針には更なる都市開発の推進のため、セクター別のマスタープランを策定することが提言されており、交通分野にかかるマスタープランの必要性も謳われている。

一方で、科学的な裏付けを持った都市交通計画策定にかかる知見をインフラ公共事業省は十分に有していないことから、同省はキンシャサ市都市交通マスタープラン（以下、「都市交通マスタープラン」）の策定および優先プロジェクトの実現可能性にかかる事前調査を目的とした技術協力を我が国に要請した。これを受け、JICAは2016年3-4月に詳細計画策定調査団を派遣し、インフラ公共事業省インフラユニット（以下、「C/P」）との間でプロジェクトの内容について合意した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、コンゴ民主共和国の首都キンシャサにおいて、2040年を目標年次とする長期的な開発ビジョンおよび2030年を目標年次とする中期的な開発プログラムを示した都市交通マスタープランを策定し、また優先プロジェクトの実現可能性にかかる予備的調査を行うことにより、都市交通問題の改善に寄与するものである。

(2) 期待される成果

- 1) 都市交通マスタープラン（交通需要予測を含む）の策定
- 2) 優先プロジェクトの実現可能性にかかる予備的調査の実施

(3) 対象地域

キンシャサ市のうち、市街地（約1,450km²）

(4) 関係官庁・機関

1) C/P

Ministère des Infrastructures et Travaux Publics

2) その他関係機関

- Officiel de la Présidence
- Officiel de la Primature
- Ministère des Infrastructures et Travaux Publics
- Ministère Provincial du Plan, Budget, Travaux Publics et Infrastructures
- Ministère Provincial des Transports, Sports, Jeunesse et Loisirs
- Bureau d'Etudes d'Aménagement et d'Urbanisme
- Office des Voiries et Drainage
- Commission Nationale de Prévention Routière
- Groupe d'Etudes des Transports
- Office des Routes
- Société Commerciale des Transports et des Ports
- Agence Congolaise de l'Environnement

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な支援活動

- キンシャサ特別州都市復興計画調査（開発調査：2007-2009）
- キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（無償資金協力：第1次2009～2012、第2次2010～2014）

3. 業務の目的

本業務は、コンゴ民主共和国キンシャサ市において、都市交通マスタープランを策定し、また優先プロジェクトの実現可能性にかかる予備的調査を行うことにより、都市交通問題の改善に寄与することを目的としたものである。

4. 業務の範囲

本業務は、2016年11月2日に合意されたR/Dに基づき実施されるものである。コンサルタントは「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意点」及び「6. 業務の内容」に示す業務を実施し、業務の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 都市交通マスタープランの目標年次

キンシャサ市の人口増加率は約4%となっており、今後も急速な都市化が進むことが見込まれており、社会経済フレームワークを設定することが難しく、長期的なマスタープランを策定した場合には、その確実性及び実効性が低くなることが懸念される。そのため、本プロジェクトにおいては、2040年を目標年次とする長期的な開発ビジョンの策定と、2030年を目標年次とするハード及びソフトプロジェクトを含む中期的な開発プログラムを策定する。

(2) キンシャサ市の都市実体

Demographia World Urban Areasによると、2015年時点におけるキンシャサ市の人口は約1,159万人と推計されている。しかし、コンゴ民主共和国では1984年以降、国勢調査が実施されておらず、キンシャサ市内におけるその後の統計情報としては、2005年と2012年に1,000世帯ほどのサンプル調査が実

施された程度であり、コミューン毎の人口は推計値しか存在していない。そのため、将来人口の推計に当たっては、2005年および2012年以降の変化を考慮しつつ、拡大係数算定の指標についても推計を行う必要があることに留意すること。

(3) 道路維持管理能力強化プロジェクトとの連携

コンゴ民主共和国における関連プロジェクトとして、アスファルト舗装道路の維持管理状態の改善を目指した「道路維持管理能力強化プロジェクト（2016年6月~2018年11月）」が挙げられる。都市交通マスタープランには個別事業に限らず、維持管理計画や交通管理計画等のソフト面も含まれるため、上記プロジェクトの専門家とよく情報共有しつつ、業務を実施すること。

(4) キンシャサ市計画・財務・公共事業・インフラ省による交通計画の策定

キンシャサ市計画・財務・公共事業・インフラ省は、市北部の6コミューンを対象として、SOSAKの実現へ向けたより具体的な道路網整備や排水・衛生改善にかかる検討を行うため、シンガポールのコンサルタントと契約を締結している。同計画は、2050年を目標としたキンシャサ市全体整備計画と個別開発計画（縮尺1/2000）に分けられており、本プロジェクトの業務内容と重複する可能性が懸念される。計画・財務・公共事業・インフラ省はJCC及びTWGのメンバーになっているため、Joint Coordinating Committee（以下、「JCC」）及びTechnical Working Group（以下、「TWG」）の議論を通じて上記業務の進捗を把握し、本プロジェクトと調整を図る必要がある。

(5) プロジェクト期間および優先事業にかかる予備的調査の実施

R/Dで合意したプロジェクト期間は24ヶ月となっているが、先方政府からは早期の計画策定およびその後の個別案件の実施が望まれている。24ヶ月は余裕をもった期間となっているため、本業務は約20ヶ月後にファイナル・レポートを提出することとし、マスタープランの策定と並行した優先プロジェクトの選定及び予備的調査を実施することにより、早期の個別案件の実現に繋げることを検討する。

(6) 優先事業にかかる予備的調査

本プロジェクトでは都市交通マスタープランの策定に加え、優先プロジェクトにかかる予備的調査を実施することが要請されており、先方政府からは市内中央部を南北に走るエレンゲッサ通りと、東西を結ぶキクイット通りの優先順位が高い旨が言及されている。一方で、予備的調査の対象プロジェクトについては、都市交通マスタープランの作成過程において優先ネットワークが論理的な裏付けを持って決められることから、予め予備的調査の対象を絞るのではなく、優先プロジェクトの効果、規模、環境社会影響等を踏まえつつ、本プロジェクトの実施期間中に対象を決定する。予備的調査に必要な業務については10MMを計上することとするが、対象事業が確定した段階で、右業務量と大きく異なる作業が必要となる場合には、必要に応じて契約内容の見直しを行うものとする。

(7) 都市交通マスタープランの策定根拠および承認プロセス

都市交通マスタープランに基づいた交通整備のためには、本マスタープランに

則って先方政府が予算措置を行うことと合わせ、民間およびドナー等が投資することが不可欠となる。そのためには、先方政府内における本マスタープランの位置付けを明確にし、実効性を担保する必要があるが、位置づけについては未だ先方政府内で整理できていない状況である。そのため、省令としての発布や州議会ないし国会での承認等を見据えつつ、本プロジェクトの実施を通じて本マスタープランの位置付けおよび承認プロセスを整理すること。

(8) 実施体制

キンシャサ市内における交通セクターの関係者は、C/P である中央省庁のインフラ・公共事業省を始めとして、キンシャサ市側の計画・財務・公共事業・インフラ省、市内道路を担当する Office des Voiries et Drainage (OVD)、鉄道を担当する Société Commerciale des Transports et des Ports 等、多岐に渡っている。C/P であるインフラ公共事業省のインフラユニットとは、同ユニットが一義的なプロジェクト実施責任を持ち、JCC の開催や技術移転等のために 11 の関係機関を取り纏めることに合意している。そのため、本プロジェクトではインフラユニットの主体性を促しつつ、関係機関の取り纏めを側面支援すること。

(9) 交通量調査手法

通常の都市交通マスタープラン案件では、抽出率約 1~3%程度のパーソントリップ調査を実施し、4 段階推定法による交通需要予測を行っている。しかし、コンゴ民主共和国においては、ローカルコンサルタントの能力及び人員は限られていること、ローカルコンサルタントの規模が小さく大規模な調査においてはマネジメント上の問題が生じる可能性があること、所得レベルの低さから徒歩トリップが多いことが見込まれ、パーソントリップ調査では回答の記載が抜けてしまう可能性があること、物価が高いため、3%の抽出率とした場合においても膨大な費用が必要となること等により、大規模なパーソントリップ調査の実施は難しい状況である。

このため、交通需要予測においては、非集計モデルを活用し、従来のパーソントリップ調査よりも少ないサンプル数での推計方法を検討、適用する。

(10) ベースマップ

本プロジェクトで使用するベースマップは「キンシャサ特別州都市復興計画調査 (2007-2009)」で作成した簡易地形図および先方政府より入手した 2006 年の IKONOS (分解能 80cm) に基づくデジタル地形図データを活用することを想定している。しかし、上記地形図の策定後も市街化が進行していることと、本プロジェクトの対象地域となっている北東部の Maluku 地域周辺が含まれていないことから、調査を実施する上では最新の衛星画像を入手の上、都市交通マスタープランの策定に必要最低限な項目についてアップデートすること想定する。

(11) 都市交通マスタープランの公開について

都市交通マスタープランの内容を周知し、関係者のみならず一般市民の理解も促進するため、詳細計画策定調査では、最終 JCC において承認された都市交通マスタープランを先方政府の HP を通じて公開することを合意している。本業務では先方政府の公開手続きを支援しつつ、公開先の URL を関係者に広く

広報するよう、C/P を促すこと。

(12) 大統領選挙

大統領選挙が2016年11月に予定されているが、16ヶ月必要とされる準備作業に未だ着手されていないため、11月の開催は延期されとの見方が大半を占めている。しかし、R/Dで合意したプロジェクト期間は2年間（契約は約20ヶ月）であり、プロジェクト期間中に大統領選挙が開催される可能性は高いと考えられる。本業務の実施に当たっては、大統領選挙の動向を注視し、同選挙による政治的および治安的影響を常に留意しておくこと。

(13) プロジェクト広報

JICAと相談の上、JICAのプロジェクトホームページ (<http://www.jica.go.jp/project/index.html>) を早期に立ち上げ、本邦研修やセミナー、JCC等の取組について積極的に広報を行う。また、JICAのプロジェクトホームページに限らず、Facebookにてプロジェクトページを設けることや、C/PのHPにプロジェクト概要および進捗等を掲載することを検討すること。

(14) 環境社会配慮

本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)（以下、JICA環境ガイドライン）上、カテゴリBに分類されており、本プロジェクトにおいては、SEA (Strategic Environmental Assessment) にかかるガイドラインの要件およびJICA環境ガイドラインの要件を満たす必要がある。

(15) 技術移転

本プロジェクトでは、本邦研修の実施、セミナーの開催、TWGをはじめとする日々の活動を通じて、C/Pを中心とした関係機関に対して技術移転を行う。技術移転に際しては、都市交通マスタープランの策定手法に留まらず、同マスタープランに基づいた交通整備の進捗を管理するため、関係機関との調整手法や個別事業のモニタリング・評価手法も含めることとし、プロポーザルにてプロジェクトを通じての技術移転計画（案）を提案すること。

6. 業務の内容

(1) 関係資料・情報の収集、整理、分析

詳細計画策定調査で収集した資料を分析すると共に、国内で入手可能な追加情報を収集・整理し、分析する。

(2) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 本業務の実施方針、作業計画及び実施体制等を取り纏め、インセプション・レポートを作成し、JICAに対し説明した上で合意を得る。
- 2) 本業務の全体的な構想や活動計画について、C/Pおよび関係機関で共有、議論することを目的としてJCCを開催する。また、技術移転の対象となるC/Pおよび関係機関職員の配置が適切になされるよう、C/P等と調整を行う。

(3) 都市交通に関連する計画や政策、規則、開発計画、関係機関の能力等の調査
都市交通に関連する以下の項目等を調査・整理する。

- 1) 都市交通に関連する各種計画（SOSAK、キンシャサ市計画・財務・公共事業・インフラ省による交通計画、等）
 - 2) 都市交通施設に関連する整備、計画管理、運営、組織等に関する法律、規則、制度、財源、税制（都市計画に関する基本的な法規制、制度、財源、税制を含む）
 - 3) 先方政府機関、他ドナーによる開発計画および民間企業による公共交通機関の開発計画
 - 4) 都市交通管理にかかる C/P を中心とした関係機関の能力、等
- (4) 技術移転計画の作成
プロポーザルにて作成した技術移転計画（案）および上記 6. (3) の結果を基にしつつ、本プロジェクトで取り組む技術移転計画を作成する。
- (5) 土地利用動向の把握および開発軸の整理
- 1) 都市部の土地利用および開発状況を把握するため、主に衛星画像（解像度 1~1.5m 程度）および実査により、プロジェクト対象地域（約 1,450km²）における土地利用および開発状況を把握する。なお、衛星画像購入費については本見積りに含めることとする。
 - 2) 上記 1) にて把握した土地利用および開発状況や、SOSAK に記載されている市街化の変遷（詳細計画策定調査最終報告書 P3-8 参照）、そして上記 (3)3) にて調査したキンシャサ市における各種開発計画を踏まえつつ、今後の土地利用動向および開発が想定され得る開発軸の整理を行う。
- (6) ベースマップの整備
上記 5. (10) に留意しつつ、都市交通マスタープランの基盤となるベースマップを作成するため、既存のデジタル地形図をアップデートする。なお、アップデートについては、以下 (7) 交通調査の一環として実施する「道路インベントリ調査」「建物利用調査」に含めることとする。
- (7) 交通調査の実施および分析
- 1) 上記 5. (2) (9) に留意しつつ、キンシャサ市街地の交通状況の把握のため、交通調査を行う。交通調査の仕様は別添 1 の調査方針に記載のとおり。調査に当たっては既存のデータを最大限に利用し、調査規模は必要最低限とする。本交通調査は現地再委託を可とするが、詳細計画策定調査において複数社より取得した見積額に大きな差があったため、プロポーザルでは 1 億円を定額計上することとする。現地再委託金額が上記定額計上額と大きな差がある場合には、調査方法及び予算等について JICA と事前に相談し、対応を検討する。
 - 2) 上記 1) で得られた結果をデータベース化し、キンシャサ市街地の都市交通実態の整理および課題の抽出並びに分析を行う。分析には、公共交通、交通管理、鉄道・道路整備、排水管理等の視点を含めて検討する。これらを報告書に記述する際は、図表（例えば、問題分析ツリー）などを用いてわかりやすく表現する。
- (8) 将来交通需要予測の実施
- 1) SOSAK に記載されている社会・経済フレームワークをレビューした上で、

2030年および2040年を目標年次とした社会・経済フレームワークを設定する。

- 2) キンシャサ市街地の交通モデルを作成する。上記の調査結果および社会・経済フレームワーク等から現況交通を再現し、妥当性を確認した上で、将来の交通需要を予測する。
- (9) 2040年を目標年次とした複数開発シナリオの検討
- 1) これまでの調査および分析結果を踏まえて、適切な都市交通の在り方や都市交通の果たすべき役割を検討・提案した上で、2040年を目標年次とした都市交通分野にかかる複数の開発シナリオを提示し、C/P および関係機関やステークホルダーとの協議を通じてシナリオを精査する。開発シナリオを設定する際には、SOSAK、各種開発計画、土地利用動向等の関連事項のみならず、人的資源や組織、制度等を網羅的に整理した上で、これらを考慮しつつ、都市交通の段階的な発展の方向性を示す。
 - 2) 開発シナリオを評価する観点および指標等を設定した上で、上記において提案された複数の開発シナリオを評価し、キンシャサ市における最適な開発シナリオを設定する。
- (10) 開発シナリオに基づいた最適な交通計画の検討
- 1) 公共交通計画の策定
開発シナリオに基づき、キンシャサ市街地において普及しているミニバスや既存鉄道3路線の現状を踏まえつつ、公共交通計画の作成を行う。バスターミナル等の公共交通施設やハブの設定にも留意し、公共交通による自動車交通量の管理を念頭に提案する。また、公共交通計画の作成にあたっては、輸送サービスの大多数を占める民間を中心としたミニバスについて、先方政府側の展開方針を協議にて確認した上で、必要に応じて適切な交通サービス供給を確保するための関連策（規制・誘導施策、事業者育成・促進策等）の提案を含めることとする。
 - 2) 道路整備計画の策定
開発シナリオに基づき、道路整備に関する計画を作成し、道路施設の規模、配置計画等に関する検討を行う。また、提案される各種道路施設および道路の維持管理計画を策定する。
 - 3) 交通管理計画の策定
開発シナリオに基づき、道路交通安全対策、交通規制、信号システム、駐車場配置を含めた交通管理計画を策定する。
- (11) 2030年を目標年次とした事業計画の選定および評価並びに実施体制の提案
- 1) 上記6.(10)において提案された各施設および管理手法等について、概略積算を行い、最適な事業工程を具体的かつ段階的に示した実施スケジュールを取り纏めた事業計画案を策定する。策定に当たっては、ハード面のみならずキャパシティディベロップメントプランを含むソフト面も統合し、また、各段階で必要となる投資費用および維持管理費用を含めた計画とする。加えて、関係機関の予算規模、ドナー及び民間企業による今後の投資見通しを予測した上で、現実的な予算的措置がとれるものとする。
 - 2) 事業計画に記載された各事業について、その性質に応じて経済面、環境面、

社会面より効果を分析し、実施の妥当性を分析する。

- 3) 事業計画を実施するために必要な組織体制（実施権限を有する機関の明確化（都市交通施策実施のための組織体制の整備、関係機関間の連携・役割分担、意思決定メカニズム）、予算・財源・人材の確保など）について提案する。

(12) 都市交通マスタープランの策定

上記6.(7)～(9)を中心とした各業務結果をレビューし、必要な調整を行った上で、「キンシャサ市都市交通マスタープラン」として取り纏める。

(13) 優先プロジェクトにかかる予備的調査の実施

- 1) 都市交通マスタープランを作成する過程で、早期の実施が望まれるプロジェクトに関する考え方や基準を示した上で、優先的に実施すべきプロジェクトを客観的に選定する（1～2事業を想定）。
- 2) 上記にて選定された優先プロジェクトについて、以下の手順により技術面、社会面、経済面、環境面から実現可能性にかかる予備的調査を行う。SEAの考え方を適用し、複数の代替案を作成し、比較検討を行い、プロジェクトを最適化する。

(ア) 補足調査の実施

予備的調査に必要なデータについて、最低限の交通調査、自然条件調査、環境調査、社会調査等を実施する。補足調査については現地再委託を認めるが、内容については予備的調査の対象が決定した時点でその項目・費用・スケジュールを確認し、契約変更を行うこととするため、今回の契約の見積もりには含めない。

(イ) 施設設計基準の作成

優先プロジェクトの概略設計を行うための設計基準を検討し、諸条件を設定する。

(ウ) 代替案の作成及び比較検討

選定された優先プロジェクトについて、ルート、導入する設備、工法等に関し、複数の代替案を作成し、比較検討を行う。

(エ) 概略設計及び概略積算

上記の検討を踏まえ、優先プロジェクトにかかる概算設計および整備、維持管理の積算を行う。土地収用や住民移転が必要な場合には、それらの費用も勘案して算出する。

(オ) 経済・財務分析

優先プロジェクトについて感度分析を含めた経済・財務分析を行う。

(カ) 環境社会配慮調査（予備的調査レベル）

環境調査・自然条件調査等を基に、環境影響に関する評価を検討する。実施に際しては、JICA ガイドラインおよび先方政府側の環境関連法規制、行政手続、過去の事例などを踏まえること。

(キ) 実施計画案の作成

優先プロジェクトの計画施設にかかる概略設計・積算を踏まえ、実施時期、整備方式、施工計画などを含む実施計画案を作成する。また、開発・計画の導入効果についても整理・分析を行い、社会経済的および財務的視点から優先プロジェクトの妥当性を評価する。施工計画につ

いては、各工事項目の建設能力、資機材調達事情・供給能力（利用可能な施工機械、労働力と資材の調達）、工事期間中の迂回路・交通処理方法、日本企業リソースの活用等を考慮したものとする。

(14) 都市交通マスタープランの策定手法にかかる技術移転

上記にかかる一連の作業について、C/P および関係機関に対し現地での作業を通じた OJT ベースでの技術移転を行う。到達目標としては、各作業の基礎知識を習得し、初歩的な作業を調査団の指導の下で実施できるレベルを想定する。

(15) セミナーの開催

本プロジェクトの目的、活動内容、成果等を広く周知することを目的とした1日のセミナーを2回程度開催する。C/P を始めとした関係機関に加え、各ドナーおよびマスコミ等を含めて招致することとし、100人/回を想定して本見積りに計上する。現時点では以下の実施時期および目的を想定するが、進捗に応じて最適な時期および目的を検討する。

1) 第一回

時期：インテリム・レポート提出時

目的：都市交通マスタープランの必要性への理解を促すとともに、提案された複数の開発シナリオへ対するステークホルダーの意見を聴取する。

2) 第二回

時期：ドラフトファイナル・レポート提出時

目的：策定された「キンシャサ市都市開発マスタープラン（案）」の概要について都市交通を取り巻くステークホルダーに説明し、同マスタープランに基づいた交通整備の展開を図る。

(16) 本邦研修の実施

C/P 及び関係機関を対象とした本邦研修を2回実施する（日程作成、講師・視察先アレンジ、教材作成含む）。研修の概要は以下を想定するが、詳細な時期及び実施期間並びに参加者に関しては別途 JICA と協議する。また、本邦研修にて収集した情報は報告書に反映することとし、本邦研修参加者の帰国後には研修で得られた知見が C/P に広く共有されるよう配慮する。

■ 研修者数：各8名程度

■ 研修期間：各2週間程度

■ 開催時期：

第一回：2017年8月頃

第二回：2018年3月頃

なお、本邦での研修については、研修実施以外の受入業務（ホテル手配、日当・宿泊の支払い、国際線手配）、研修監理業務（教材の翻訳、通訳、引率）は JICA が行うこととする。詳細については、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2016年6月版）」を参照すること。また、研修費用は本見積りとする。

(17) 環境社会配慮

1) 戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム Program）（PPP）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、

プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

- 2) 都市交通マスタープラン策定後に、複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて 選定された優先プロジェクトに対しスコーピング(環境社会影響項目の絞り込み)を行う。具体的には、優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。
- 3) 主な調査項目は、以下のとおり。
 - (ク) 政策、計画等の目的・目標の検討
 - (ケ) 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
 - (コ) 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
 - (サ) スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
 - (シ) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
 - (ス) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認、①環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等、②JICA環境ガイドラインとの乖離、③関係機関の概要
 - (セ) 影響の予測
 - (ソ) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討(PPPレベル)
 - (タ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
 - (チ) モニタリング方法の検討
 - (ツ) 優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコーピング結果(検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案)の作成
 - (テ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

(18) 本プロジェクトの広報

上記5.(13)に留意しつつ、プロジェクト活動についてJICAのプロジェクトホームページ(<http://www.jica.go.jp/project/index.html>)やFacebook、C/P HP等に掲載することを支援する。特に、本邦研修やセミナー、JCC等が開催された際には、その取り組みをA4紙1枚程度で簡潔に取り纏め、速やかにJICAに提出する。

(19) プロGRESS・レポートの作成・協議

- 1) インセプション・レポート以降の基礎的な情報収集の進捗、土地利用動向および開発軸の整理にかかる進捗、交通調査および将来交通需要予測にかかる進捗、技術移転の進捗、今後の取組概要等を取り纏め、PROGRESS・レポートを作成し、JICAに対し説明した上で合意を得る。
- 2) C/Pに対しPROGRESS・レポートを提出し、その内容について説明・協議を行い、合意を得る。また、インセプション・レポート提出時に計画した活動スケジュール及びC/P配置計画の進捗を確認し、必要に応じてC/Pとの協議により見直しを行う。

(20) インテリム・レポートの作成・協議

- 1) プログレス・レポート以降の土地利用動向および開発軸の整理結果、交通調査および将来交通需要予測結果（または進捗）、開発シナリオ設定、交通計画、事業計画等の進捗、技術移転の進捗、今後の取組概要等を取り纏め、インテリム・レポートを作成し、JICA に対し説明した上で合意を得る。
- 2) C/P に対しインテリム・レポートを提出し、その内容について説明・協議を行い、合意を得る。また、インセプション・レポート提出時に計画した活動スケジュール及び要員計画の進捗を確認し、必要に応じて C/P との協議により見直しを行う。

(21) 広報用資料の作成

プロジェクト広報用の資料を再委託により作成する。必要経費を本見積に含めること。

(22) ドラフトファイナル・レポートの作成・協議

- 1) インテリム・レポート以降の都市交通マスタープランの策定にかかる一連の業務結果および優先プロジェクトの予備的調査結果について取り纏めたドラフトファイナル・レポートを作成し、JICA に対し説明した上で合意を得る。
- 2) C/P に対しドラフトファイナル・レポートを提出し、その内容について説明・協議を行い、合意を得る。

(23) ファイナル・レポートの作成

ドラフトファイナル・レポートに対する C/P からのコメントを踏まえ、加筆・修正を加えた後、ファイナル・レポートを作成し JICA に提出する。

7. 成果品等

(1) 業務報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。最終成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプション・レポート

- ① 記載事項：業務の基本方針・方法・作業工程・要員計画等の業務実施計画及び技術移転計画等
- ② 提出時期：プロジェクト開始時（2017年2月上旬）
- ③ 部数：和文（要約）5部、英文10部（うち先方政府へ5部）、仏語20部（うち先方政府へ15部）

2) プログレス・レポート

- ① 記載事項：基礎的な情報収集の進捗、土地利用動向および開発軸の整理にかかる進捗、交通調査および将来交通需要予測にかかる進捗、技術移転の進捗、今後の取組概要等
- ② 提出時期：プロジェクト開始から6ヶ月後（2017年7月下旬）
- ③ 部数：和文（要約）5部、英文10部（うち先方政府へ5部）、仏語20部（うち先方政府へ15部）

3) インテリム・レポート

- ① 記載事項：土地利用動向および開発軸の整理結果、交通調査および将来交通需要予測結果（または進捗）、開発シナリオ設定、交通計画、事業計画等の進捗、技術移転の進捗、今後の取組概要等
 - ② 提出時期：プロジェクト開始から 13 ヶ月後（2018 年 2 月上旬）
 - ③ 部 数：和文（要約）5 部、英文 10 部（うち先方政府へ 5 部）、仏語 20 部（うち先方政府へ 15 部）
- 4) ドラフトファイナル・レポート
- ① 記載事項：都市交通マスタープランの策定にかかる一連の業務結果および優先プロジェクトの予備的調査結果
 - ② 提出時期：プロジェクト開始から 19 ヶ月後（2018 年 8 月上旬）
 - ③ 部 数：和文（要約）5 部、英文 10 部（うち先方政府へ 5 部）、仏語 20 部（うち先方政府へ 15 部）
- 5) ファイナル・レポート
- ① 記載事項：業務の全体成果
 - ② 提出時期：ドラフトファイナル・レポートに対するコンゴ民主共和国政府側からのコメント受理後 1 か月以内（2018 年 8 月下旬）
 - ③ 部 数：和文（要約）5 部、英文 10 部（うち先方政府へ 5 部）、仏語 20 部（うち先方政府へ 15 部）

(2) 技術協力成果品

ファイナル・レポートの別添資料として、以下の技術成果品を CD にて提出する。

- 1) キンシャサ市都市交通マスタープラン：和文・英文・仏語 3 セット（先方へ 1 セット）

(3) 調査用資機材等取得明細表

調査用資機材等取得明細表（引渡リスト含む）を、業務完了時に JICA に提出する。

(4) 業務報告書

JICA の規定により調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を、翌月の 15 日までに JICA に提出する。

(5) 収集資料

業務時に入手した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。

(6) 広報用資料

他ドナー、関心企業への配布を想定した本プロジェクトの概要を取りまとめた広報資料（A4 版 4 枚程度、カラー）を作成し、JICA に提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。なお、紙質はマットコート紙を想定すること。

記載事項（例）：

- ① プロジェクト活動概要、実施手順
- ② 対象範囲
- ③ プロジェクト成果・結果
- ④ 結論・提言

提出時期：第二回セミナー開催前

部 数：英語 200 部（うち、先方政府へ 100 部）、仏語 200 部（うち、先方政府へ 100 部）、電子データ（様式指定なし）

（7） デジタル画像集

本プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（プロジェクトサイト、既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況及びボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表（Word 形式）」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用を想定している。

■ 提出時期：ファイナル・レポート提出時

■ 部 数：CD-R 1 枚（デジタル画像記録表、デジタル画像 20 枚程度／Jpg 形式）

（8） その他提出物

1) 議事録等

コンゴ民主共和国側との各業務報告説明・協議や JCC での議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。

2) JCC 資料

3) コンゴ民主共和国政府へ/からの文書。

4) コンゴ民主共和国政府へ/からの文書は、その写を JICA に速やかに提出する。

（9） 業務報告書作成上の留意点

1) インセプション・レポート、プロGRESS・レポート、インテリム・レポート、ドラフトファイナル・レポート及び業務実施報告書についての作成仕様は、A4 版、電子出力、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則として簡易製本するものとする。

2) ファイナル・レポートの印刷仕様は JICA の指示に従うものとする。

3) 業務報告書作成にあたっては次の点に留意する。

■ 各業務報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文については十分なチェックを行い、読みやすいものとする。

■ 各業務報告書表紙の裏面には、業務時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載する。

■ 業務報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は2017年1月下旬より開始し、2017年2月上旬までにインセプション・レポート、2017年7月中にプログレス・レポート、2018年2月中にインテリム・レポート、2018年8月上旬にドラフトファイナル・レポート、2018年8月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

総計 70.25M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／都市交通計画（2号）
- 2) 都市交通計画2（3号）
- 3) 都市計画/土地利用計画（3号）
- 4) 交通調査
- 5) 交通需要予測モデル/交通データ解析
- 6) 道路網計画
- 7) 道路維持管理計画
- 8) 排水/都市防災/リスクアセスメント
- 9) 道路公共交通計画
- 10) 都市鉄道計画
- 11) 交通管理計画
- 12) 交通安全計画
- 13) 社会経済フレームワーク/経済・財務分析（※予備的調査を含む）
- 14) 組織制度/能力強化計画
- 15) 事業化計画
- 16) 環境社会配慮（※予備的調査を含む）
- 17) 地理情報システム
- 18) 研修計画/交通調査補助/業務調整
- 19) 道路設計（予備的調査）
- 20) 自然条件調査（予備的調査）
- 21) 設計・積算（予備的調査）

3. 相手国の便宜供与

2016年11月2日に合意された、Record of Discussion (R/D) を参照のこと。

4. 参考資料

(1) 公開資料

- キンシャサ特別州都市復興計画調査最終報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/>)
- キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画準備調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/>)

(2) 配布資料（社会基盤・平和構築部（03-5226-8132）より配布します。）

- 本プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- 道路維持管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- 署名済 R/D

5. 機材調達

(1) JICA がコンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材

コンサルタントは JICA の業務の一環として、関連する JICA の会計規程、JICA が定める「受託団体向け機材調達ガイドライン」を遵守した方法・手段により以下の調査用資機材を調達する。調達場所については、現地、第三国、本邦のいずれか最も適切なものを選定すること。

また調達に際しては、1 件の予定価格が 500 万円以下かつ総額の上限は 1,500 万円とすることとし、本調達機材は別見積りとする。

機材名	数 量
交通需要予測ソフト	1

コンサルタントが業務実施に必要と判断される上記以外の機材に関しては、①機材名、②必要数、③仕様、④参考銘柄、⑤現地調達の可否、⑥見積価格、⑦必要と判断される理由、⑧用途等、⑨その他をプロポーザルに記載し、本見積もりに含めるものとする。

6. 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

7. 現地再委託等

以下の項目については当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを可とする。

- 交通調査 (P17.6.(7))
- 都市交通マスタープランの策定にかかる環境社会配慮調査(P19.6.(13)(カ))
- パンフレットの作成 (P23.7.(6))

現地再委託等にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては現地において適切な監督、指示を行う。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地及び第三国での再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地および第三国の業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

8. 通訳の傭上

業務実施上の必要に応じ、仏語での現地業務実施時等に業務補助員として、英語-仏語通訳を現地にて雇用することを認める。雇用に係る経費は本見積もりに含めること。

9. 安全配慮事項

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。また、現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA コンゴ民主共和国事務所および在コンゴ民主共和国日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、現地業務時には JICA コンゴ民主共和国事務所と常時連絡をとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡が取れるように留意すること。

9. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

交通調査

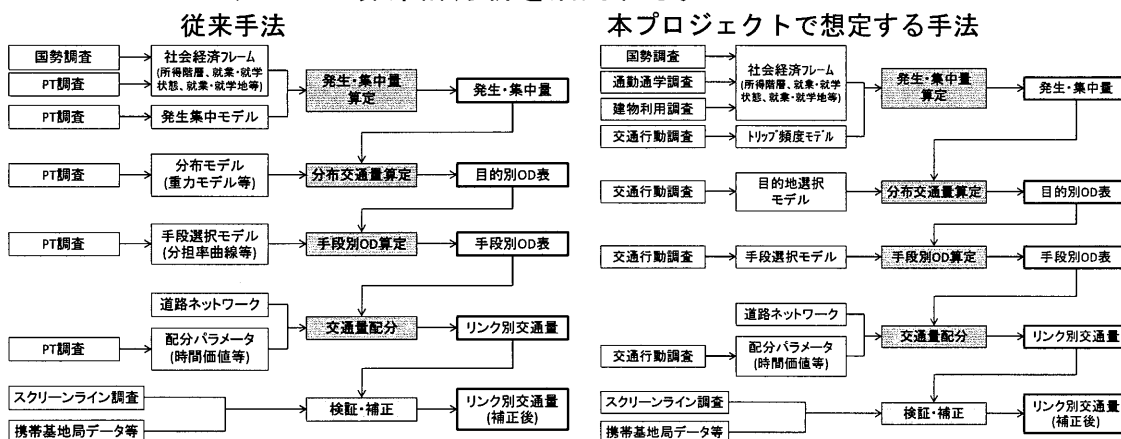
1. 交通調査の目的と方針

交通調査およびその分析(以下「交通調査」とする)の目的は、望ましい都市交通のあり方及び問題、マスタープラン改訂案の策定、計画策定作成に必要な情報を得ることである。本調査においては、既存の調査結果では得られない最低限の内容(項目、規模等)とする。

2. 交通調査の留意事項

(1) 非集計モデルの活用

第2条5.(9)に記載のとおり、キンシャサ市における各種制約を鑑み、本プロジェクトでは非集計分析を活用する。



(2) データベース整備

調査結果については、データベース化を行い、C/Pが維持管理、更新、交通計画の策定作成に利用できるものとする。また調査終了時に計画を提案するのみならず、調査を通じて、必要な体制の構築を図るものとする。

(3) 技術移転への配慮

調査手法、調査計画策定から、調査結果の分析、検討に至るまで、交通実態調査を通じた技術移転に留意して活動を行う。

3. 交通調査の仕様

交通調査の仕様は以下を想定する。既存データの活用、分析方法の改善等により、具体的な調査箇所及び方法ならびに必要なデータを得るための更に適切な調査種目、規模縮小等の代替案があればプロポーザルにて提案すること。また、補足提案がある場合もプロポーザルにて提案すること。なお、交通調査を実施可能なローカルコンサルタントが少なく、経験も乏しいことから、見積においては1億円を定額計上することとする。

#	調査名	概要
1	通勤通学調査	8,000 世帯
2	交通行動調査	1,000 世帯(離散選択モデルの作成に使用)
3	スクリーンライン調査	交通量観測調査(車両)、歩行者カウント調査、乗車人員調査の実施 5 地点(24 時間×7 日間)(乗車人員調査は 1 日、16 時間を想

	定) 35 地点(6AM から 10PM までの 16 時間、1 日)
4	コードンライン 調査 (路側 OD 調 査) 路側 OD 調査 : 3 地点 24 時間×1 日、サンプル率 20% 同時に交通量カウントも実施
5	コードンライン 調査 (空港 OD 調 査) 空港での乗客調査 24 時間、1 日、サンプル率 : 10% 空港での車両カウント調査 : 3 地点×24 時間×1 日
6	交差点方向別交 通量観測調査 ビデオカメラを用いた交差点方向別交通量観測調査 20 か所×16 時間 (6AM-10PM) ×1 日
7	駐車場調査 ゴンベコミューンのすべての道路の駐車場インベントリ調 査 ゴンベコミューンのすべての建物の駐車場インベントリ調 査 (主に衛星画像を利用) 駐車需要調査(ゴンベコミューンのすべての道路で写真を 1 時間ごとに撮影。16 時間)
8	トリップ発生源 調査 対象 : 20 のビルで 16 時間、1 日調査 車両カウント調査 (1 時間ごとに駐車場の写真撮影) 歩行者カウント調査 対象ビルの勤務者、訪問者の 5%にインタビュー調査
9	走行速度調査 GPS 機器を持ち、1 区間約 15km のルートを両方向で 1 日 10 回計測×4 日間(平日)
10	潜在意識調査 通勤通学調査のサンプルから選んだ 1,000 世帯に対して実 施。 A4 で 8 ページ程度のインタビュー調査。
11	道路インベント リ調査 市街化している区域に対して衛星画像を活用して 10m 以 上の幅員を持つ道路に対して幅員、舗装状況、車線数、違 法建築物の数等を含めた GIS データベースを作成。
12	物流調査 トラック OD インタビュー調査 : 20 地点(港湾、大規模工 場、コンテナヤード等)×3 日間×24 時間 サンプル率は 10% 程度。 40 社(乙仲業者、製造業者等)に対して貨物の内容と量、ト ラックの量に関するインタビュー調査を実施
13	建物利用調査 衛星画像を用いてゴンベコミューンを含む都心の北部 6 コ ミューンに対して建築物の形状 (フットプリント) を作成 し、現場での調査も行い建物の回数と建物利用を調査

以上